

多文化共生と教育に関する考察：第27回メディア情報リテラシー研究会 研究発表報告

大重，史朗

(出版者 / Publisher)

法政大学図書館司書課程

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Media and Information Literacy / メディア情報リテラシー研究

(巻 / Volume)

1

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

103

(終了ページ / End Page)

106

(発行年 / Year)

2019-07

(研究報告)

多文化共生と教育に関する考察
—第27回メディア情報リテラシー研究会 研究発表報告—

大重史朗 (中央学院大学、淑徳大学、東京都市大学非常勤)

- 【1】問題の所在
- 【2】多文化共生社会の現状
- 【3】公教育と教育行政のあり方
- 【4】夜間中学の先進事例
- 【5】市民活動としての自主夜間中学の先進事例
- 【6】公教育と市民活動の連携の必要性

【1】問題の所在

現代の日本社会においては少子高齢化が進み、合計特殊出生率も1947年に4.54だったのに対し、2016年では1.44にまで落ちこんでいる。一方、高齢化についても2017年10月現在の高齢化率は27.7%であり、おおよそ日本人の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、将来の労働力不足が懸念されている。

そうした中で、外国人住民は、リーマンショック直後には減少傾向だったが、2017年末現在の在留外国人は中長期在留者と特別永住者を合わせ、合計256万1848人で、前年比で17万9026人(7.5%)増加している。日本政府は現在のところ移民政策はとっていないが、外国人住民は急激に増えているという現実を抱えている。そもそも、外国人住民との多文化共生社会構築をめざすことを前提に、中国や韓国・朝鮮系住民を「オールド・カマー」として位置づける一方、1990年の改正入管法の施行に伴い、製造業を中心とした地域に家族とともに移住している南米系日系外国人を「ニュー・カマー」と分類し、その教育環境や国際交流の実態、公立学校や外国人学校と地元地域との連携の実態を中心とした一部の先行研究や報道が増えている。

実際、日系外国人に限らず、多文化共生策が、政府や各自自治体においても充実してきている。例えば、政府・与党の調査会の中においても「国家戦略としても人口が減少する中で我が国の活力を維持するためには、外国人に今以上に活躍していただくことが必要であり、そのような観点から、現在の外国人労働者数(90.8万人)を倍増しても対応できる制度を構築すべきである」と踏み込んだ表現をしている。

外国人の子どもたちの教育環境をめぐる事態が一変したのは、2016年12月である。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律(以下、「教育機会確保法」

と表記)」が成立し、第14条に夜間中学に関する記述がなされたのである。

現在、全国にある夜間中学31校には2017年7月現在、日本人と外国人を合わせて1687人の生徒が在籍している。このうち、2017年7月現在の在籍者のうち、国籍別にみると、①中国（568人）、②ネパール（225人）、③韓国・朝鮮（202人）、④ベトナム（122人）、⑤フィリピン（108人）、⑥タイ（27人）、⑦インド（22人）、⑧台湾（16人）、⑨ペルー（11人）、⑩ブラジル（10人）、⑪その他（45人）の順となっている。

【2】多文化共生社会の現状

「多文化」とは人は誰でも文化的な背景があることから始まり、「共生」、つまり「共に生きる」とは社会の中で場を同じくして生きる、文字通り「共に生きる」ことから、あくまでもその上下の格付けをなくして「生活者」としての位置づけを行う傾向にある。

また、「日本人論」の立場からは、「日本（人）は単一民族である」という概念は、アイヌ民族の存在は明らかであるばかりか、中国大陸や朝鮮半島から日本に移り住んだ人々が日本に自国の文化をもたらし、その子孫が日本の各地に家族と共に住んでいる現状から考えると、すでに現実的ではなくなっていると考えられる。「多文化共生」を考えるにあたり、「日本人」の定義づけが必要になっている。「外国人」とは何か。「日系ブラジル人、日系ペルー人」という言い方は適しているのか。日本に国籍がある、あるいは戸籍があるだけで「日本人」と呼んで構わないのか、また、逆に日本に国籍がない人を「外国人」と呼んでよいのか、「国」の定義づけなど、曖昧になってきているのが実情である。そこで、昨今、研究者の中には、外国人のことをあえて「外国にルーツをもつ人」と表現する研究者さえ出現してきているのである。

このような住民の多文化化に伴い、「多文化共生」という言葉が中央政府や地方自治体などにおける外国人住民支援のスローガンとして普及している。「多文化共生」の概念が登場したのは、実際には、1995年の阪神・淡路大震災のときで、外国人被災者支援をきっかけにニュー・カマー住民支援施策の重要性が市民活動の中で提起された。実際は、被災地に住む外国人に母国語で情報提供するコミュニティ・ビジネスとして、例えば、当時、現地で「外国人地震情報センター」として開設され、同年10月に「多文化共生センター」として改称されたころから、「多文化共生」の言葉が使われ始めたと推察できる。現地では、韓国・朝鮮語やタガログ語、スペイン語、ポルトガル語といった多言語による防災情報を流し続けたコミュニティFM放送が活動を開始していた。

【3】公教育と教育行政のあり方

地方自治体においては、外国人の子ども達について、それぞれ工夫をして授業内容を決めている。前述したように、これを「多文化共生」の制度として実施しているケースが多くみられるようになった。しかし、これらは小中学校を中心とした義務教育機関においてであり、つまりは公教育において正規の授業またはその枠を越えてでも、義務教育施設内において実施されていることになる。それでは「公教育」とはどのようなものなのだろうか。

中世ヨーロッパにおいては寺院などでの読み書きを教える機会があり、市民革命期のヨーロッパではこのような「私教育」に代わりすべての国民に対して必要な基礎教育（普通教育）を公的に保障する「公教育」が成立した。

そして、公教育のあり方は、国や時代により大きく異なるが、個人の教育を受ける権利を公的に保障する公教育と、国家を構成する成員を教育することを目的とした国民教育という2つの考え方が存在し、実際の公教育制度には、両方の意図が反映されている。

現状は「多文化共生」を政府や地方自治体の分け隔てなく、推進すべき時代に推移していることから、多文化共生社会を推し進めるため、まずは、明確な形として多文化共生社会を象徴する夜間中学に光が当たっている現状を踏まえる必要がある。以下、現在の夜間中学はどのような状況なのであるのかを考察していきたい。

【4】夜間中学の先進事例

夜間中学（正式には中学校夜間学級）は、戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由で就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒のため作られ、1960年代ごろには全国で80校以上あったが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、現在は8都道府県に31校が設置されている。例えば、東京都内においては2016年10月現在、生徒総数は前年より40人増え、473人になった。特に、「新渡日」と分類されるネパール国籍生徒が前年より45人増え、152人となり、前年比1.5倍の増加となり、中国籍生徒125人を大きく超えた。

そうした中で、2017年2月にいわゆる教育機会確保法が施行されたこととも相まって、各地に公立夜間中学が復活する兆しが出てきた。具体的には埼玉県川口市と千葉県松戸市に2019年4月、公立夜間中学が開設され、同法施行後の先行事例として動き始めることになった。しかし、この二地域では、法律に裏づけされた教育行政が学校開設に動くまでに、市民活動として「自主夜間中学」の運動が長年にわたり繰り広げられていた。実際、子どもたちに日ごろの教科学習や日本語を教えながら、正式な夜間中学開設の実現を訴え続けてきた経緯がある。

【5】市民活動としての自主夜間中学の先進事例

埼玉県内における自主夜間中学と夜間中学開設に向けた市民運動は1980年代にまでさかのぼることができる。本発表では、2019年4月に市内に公立の夜間中学が開設される直接・間接的なきっかけを作っていると推察できる埼玉県川口市の自主夜間中学の現状に絞って考察を進めたい。

2019年4月の公立中学夜間学級開設を前に、川口自主夜間中学には生徒約50人が学んでいる。日本人は10代から20代そして70代の生徒がおり、外国人が約45人と大半を占める。中国が最多で約30人、次いでベトナム、フィリピン、ネパールの順である。「教師」は「スタッフ」と呼ばれる市民ボランティアであり、元教師や民間企業定年者、研究者のほか現役の会社員や家庭の主婦なども活動している。ボランティアは地元の川口市を初めとする埼玉県内やその他首都圏からも駆けつけている。外国人中学生については各教科の学習を行いながら、日本語も習得する。日本語教室については、20代から70代までが主流で、最終的には日本への留学や就労目的であること

も少なくない。男性はIT関係や製造業の民間企業で働いている人が多く、また、女性はパート従業員が比較的多いとのことである。川口の自主夜間中学は、火曜日はJR川口駅前の公共施設である、「川口パートナーステーション」、金曜日は幸栄公民館で開かれている。

【6】公教育と市民活動の連携の必要性

文科省の有識者会議の報告書では「グローバル化の進展に伴う我が国における在留外国人の増加、出身国の多様化、国際結婚等による外国にルーツを持つ日本人の増加等の状況を受け、学校における児童生徒の多国籍化・多文化化が今後一層進展すると考えられる。我が国の学校において、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育がますます求められていく中、外国人児童生徒教育はその中心的な課題として捉えるべきである」としている。

これまで多文化共生施策というと行政と地元NPO、またはボランティアが協力して推し進めていく形が理想的とされてきたが、前述したような自主夜間中学や公立夜間中学における外国人生徒の学習支援がすでに始まっていることから、これまでの多文化共生施策のレベルとは一歩進んだ考え方が必要である。夜間中学は、教育機会確保法施行により、改めて注目されるに至っている。しかし、前述したように2019年に新設される公立夜間中学がどこまで現代社会や人々のニーズに応えられるかは不透明な部分がある。そこで、市民活動、具体的には自主夜間中学のような存在が「役割を終えた」訳では決してなく、むしろ学校教育やそれを先導する教育行政と連携・連動した立場になりうるのが理想的な形であると言える。

外国にルーツをもつ子どもを受け入れる重要な役割を担いながら、動き始めた夜間中学と「自主夜間中学」の社会的な意義について、さらなる研究を進めていきたい。